

## 事業者の自主的な取組を促進するためのインセンティブの導入

### 【背景】

内部通報制度の整備・運用に関し、事業者の取組を促進するための、インセンティブの必要性が指摘されている。

#### 〔参考〕調査・有識者ヒアリング等における指摘

- ・「各事業主が設ける内部通報制度というものが充実していくということが、この制度を発展させていく上で極めて重要だろうという観点から考えると、ぜひ消費者庁などが音頭を取って、グッドプラクティスを顕彰するということを通じて、社会的にアピールしていく」（ヒアリング p42・No. 196）
- ・「単純に法律があるからやれというのだと、やらされているだけ（略）これによって不祥事に未然に、手遅れにならないうちに対処でき、得になりますよというアピールを、トップを狙って、訴えかけるというのも効果的。」（ヒアリング p42・No. 194）
- ・「適切な内部統制制度の構築・運用が、対投資家や対消費者などとの関係で何らかの評価の対象になるなどの必要性に直面している事業者は、通報窓口設置や企業の社会的責任の問題に敏感である。」（実態調査 p71）
- ・「通報者保護制度の普及を促進するには、前向きな取組をしている組織を評価し、そうでない企業を評価しない何らかの仕組み作りが重要」（実態調査 p71）
- ・「社内の部局・事業場ごとに、コンプライアンスに関する取組状況を一定の項目に従って評価し点数を付け、その順位を社内で公表するようにしたところ、順位が低いところは上に行くために活動を行い、順位が高いところはそれを維持するために更に取組を進めるという好循環が生まれている。」（実態調査 p71）
- ・「当社の内部通報制度を含むコンプライアンスに係る取組レベルがどの程度のものかを確認し、今後の改善につなげて行くには、同規模の他社の取組状況を知ることはとても有効であるため、他社の動向を把握し比較することはコンプライアンスの施策を考えて行くうえでの一つの柱」（実態調査 p71）
- ・「通報窓口を設置運用していると、きちんとした会社だと社内外から信頼評価されることにつながる。」（実態調査 p37）
- ・「企業は自社の利益につながると判断したならば積極的に取組む」（実態調査 p71）
- ・「内部通報制度を導入するインセンティブとして、規格・認証制度を利用することが考えられる。」「新たな規格・認証制度を整備して内部通報制度導入の促進を図ることも検討してはどうか。」（平成 25 年 7 月 23 日消費者委員会意見）
- ・グッドプラクティスの企業は表彰をしてもいい。表彰制度は、それほど審議に時間を要しなくても、早くできるのではないか。（第 1 回検討会における指摘）

### 【現状】

民間事業者向けガイドラインは、参照するか否かは各事業者の任意であり、遵守を促すためのインセンティブ等の仕組みはない。

### 【有識者ヒアリング結果等から示唆される方向性】

一定以上の取組を行っている事業者を認証・顕彰等し、ステークホルダー（消費者、取引先、株主、債権者、行政機関等）からの評価・信頼の向上につなげることで、事業者のインセンティブを高め、自主的な取組を支援することとしてはどうか。

## 【具体的な取組の方向性】（インセンティブを付与する仕組みのイメージ）

一定以上の取組を行っている事業者を認証・顕彰等し、事業者全体のレベルを引き上げるには、底上げを図る「ボトムアップ」のためのインセンティブと、優良事業者の更なるレベルの向上を図る「プルアップ」のためのインセティブの両輪を用意することが効果的ではないか。

### （１）「ボトムアップ」のためのインセンティブ

一定の実効性のある内部通報制度（ガイドラインに準拠した仕組み等）を整備している事業者を認証し、広く周知することは、当該事業者に対するステークホルダーからの評価・信頼の向上につながるため、事業者のインセンティブを高め、事業者の取組の促進（ボトムアップ）に資するのではないか。

（※ 他分野の参考例：「留学サービス認証」、「エコアクション 21」、「プライバシーマーク」等。  
（詳細は参考3参照））

### （２）「プルアップ」のためのインセンティブ

上記（１）の一定の取組を行っている事業者のうち、他の事業者の範となる一層充実した先駆的取組（グッドプラクティス）等を行っている事業者を特に顕彰し、広く周知することは、優良事業者のインセンティブを高め、更なるレベルの向上（プルアップ）に資するのではないか。

（※ 他分野の参考例：「グリーン経営認証永年登録表彰」、コーポレート・ガバナンス・インデックス(JCGIndex)、「コーポレート・サステナビリティ・アセスメント」等。（詳細は参考3参照））